

都市再生特別措置法の一部を改正する法律（法律第二六号）（国土交通省）

1 目的の改正

この法律の目的において、都市の再生を図り、併せて都市の防災に関する機能を確保することとした。（第一条関係）

2 都市再生基本方針の見直し

都市再生基本方針は、都市の再生を実現し、併せて都市の防災に関する機能を確保することができるものとなるよう定めなければならないこととした。（第一四条関係）

3 地域整備方針の見直し

地域整備方針は、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全を確保することができるものとなるよう定めなければならないこととした。（第一五条関係）

4 都市再生緊急整備協議会の構成員の見直し

国の関係行政機関等の長は、都市再生緊急整備協議会（以下「協議会」という。）に、都市再生緊急整備地域内の建築物の所有者等を加えることができることとした。（第一九条関係）

5 都市再生安全確保計画の作成等（第一九条の二三及び第一九条の一四関係）

（一）協議会は、地域整備方針に基づき、都市再生緊急整備地域について、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な退避経路、退避施設、備蓄倉庫その他の施設（以下「都市再生安全確保施設」という。）の整備等に関する計画（以下「都市再生安全確保計画」という。）を作成することができることとした。

- (二) 都市再生安全確保計画は、防災業務計画及び地域防災計画との調和が保たれたものでなければならぬこととした。
- (三) 都市再生安全確保計画に記載された事業又は事務の実施主体は、当該都市再生安全確保計画に従い、事業又は事務を実施しなければならないこととした。
- 6 都市再生安全確保施設の整備に関する事業等に係る建築確認等の特例
 - (一) 建築確認等の特例
 - 協議会は、都市再生安全確保計画に建築物の建築等に関する事項を記載しようとするときは、あらかじめ、建築主事等に協議し、その同意を得ることができるものとし、当該同意を得た事項が記載された都市再生安全確保計画が公表されたときは、当該公表の日当該事項に係る事業の実施主体に対する確認済証の交付等があったものとみなすこととした。(第一九条の一五関係)
 - (二) 建築物の耐震改修の計画の認定の特例
 - 協議会は、都市再生安全確保計画に建築物の耐震改修に関する事項を記載しようとするときは、あらかじめ、所管行政庁に協議し、その同意を得ることができるものとし、当該同意を得た事項が記載された都市再生安全確保計画が公表されたときは、当該公表の日当該事項に係る事業の実施主体に対する建築物の耐震改修の計画の認定があったものとみなすこととした。(第一九条の一六関係)
- 7 都市再生安全確保施設である備蓄倉庫等の容積率の特例(第一九条の一七関係)
 - (一) 都市再生安全確保施設である備蓄倉庫等について容積率の特例を設けることとした。
 - (二) 協議会は、都市再生安全確保計画に都市再生安全確保施設である備蓄倉庫等に係る容積率の特例を受ける建築物の建築等に関する事項を記載しようとするときは、あらかじめ、特定行政庁に協議し、その同意を得ることができるものとし、当該同意を得た事項が記載された都市再生安全確保計画が公表されたときは、当該公表の日当該事項に係る建築等に関する事項についての容積率の特例に係る認定があったものとみなすこととした。

- 8 都市公園の占用の許可の特例
 - 協議会が、都市再生安全確保計画に都市公園に設けられる一定の都市再生安全確保施設の整備に関する事業に関する事項を記載しようとするときは、あらかじめ、当該都市公園の公園管理者の同意を得ることができるものとし、当該都市再生安全確保計画が公表された日から二年内に当該都市再生安全確保施設について当該都市公園の占用の許可の申請があった場合は、当該公園管理者は、その占用の許可をすることとした。(第一九条の一八関係)
- 9 都市再生安全確保施設に関する協定制度の創設
 - (一) 土地所有者等は、その全員の合意により、都市再生安全確保計画に記載された事項に係る退避経路の整備若しくは管理に関する協定(退避経路協定)又は退避施設の整備若しくは管理に関する協定(退避施設協定)を、市町村長の認可を受けて締結することができることとし、当該認可の公告があった後において土地所有者等となった者に対してもその効力があることとした。(第四五条の一三及び第一四五条の一四関係)
 - (二) 地方公共団体は、都市再生安全確保計画に記載された事項に係る備蓄倉庫を自ら管理する必要があるときは、当該備蓄倉庫の所有者等との間において管理協定を締結し、当該備蓄倉庫の管理を行うことができることとし、当該管理協定の公告があった後において当該備蓄倉庫の所有者等となった者に対してもその効力があることとした。(第四五条の一五から第四五条の二〇まで関係)
- 10 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

- 1 法律の題名を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改めることとした。この法律は、職業安定法と相まって労働力の需給の適正な調整を図るため労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置を講ずるとともに、派遣労働者の保護等を図り、もって派遣労働者の雇用の安定その他福祉の増進に資することを目的とするものとした。(題名及び第一条関係)
- 2 一般労働者派遣事業の許可及び特定労働者派遣事業の開始の欠格事由として、一般労働者派遣事業の許可を取り消された者又は特定労働者派遣事業の廃止を命じられた者が法人である場合(欠格事由に該当したことによる取消し等の場合は、当該法人が第六条第一号又は第二号に該当したことによる場合に限る。)(において、当該取消し等の原因となった事項があった当該現に当該法人の役員であった者で、当該取消し等の日から五年を経過しないもの等を追加することとした。(第六条及び第七一条関係)
- 3 派遣元事業主は、関係派遣先に労働者派遣をするときは、関係派遣先への派遣割合が一〇〇分の八〇以下となるようにしなければならないこととした。(第二三条の二関係)
- 4 派遣元事業主は、事業所ごとの派遣労働者の数、労働者派遣の役務の提供を受けた者の数、労働者派遣料金額の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を労働者派遣料金額の平均額で除して得た割合として厚生労働省令で定めるところにより算定した割合、教育訓練に関する事項その他厚生労働省令で定める事項に関し情報の提供を行わなければならないこととした。(第二三条第五項関係)
- 5 労働者派遣契約の当事者は、労働者派遣契約の締結に際し、派遣労働者の新たな就業機会の確保、派遣労働者に対する休業手当等の支払に要する費用を確保するための当該費用の負担に関する措置等に関する事項を定めなければならないこととした。(第二六条第一項関係)

- 6 派遣元事業主は、有期雇用派遣労働者等の希望に応じ、無期雇用派遣労働者として就業させることができるように就業機会を確保し、又は派遣労働者以外の労働者として期間を定めずに雇用することができるように雇用機会を確保するとともに、これらの機会を有期雇用派遣労働者等に提供すること等のうちいずれかの措置を講ずるように努めなければならないこととした。(第三〇条関係)
- 7 派遣元事業主は、同種の業務に従事する派遣先に雇用される労働者の賃金水準との均衡を考慮しつつ、同種の業務に従事する一般の労働者の賃金水準又は派遣労働者の職務の内容、職務の成果、意欲、能力若しくは経験等を勘案し、派遣労働者の賃金を決定するよう配慮しなければならないこととした。(第三〇条の二第一項関係)
- 8 派遣元事業主は、労働者を派遣労働者として雇い入れようとする場合には、当該労働者に対し、労働者派遣をしようとする場合及び労働者派遣料金額を変更する場合には、当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者に係る労働者派遣料金額として厚生労働省令で定める額を明示しなければならないこととした。(第三四条の二関係)
- 9 派遣元事業主は、その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務のうち、労働者派遣により日雇労働者(日々又は三〇日以内の期間を定めて雇用する労働者をいう。9において同じ。)を従事させても当該日雇労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務として政令で定める業務について労働者派遣をする場合又は雇用機会の確保が特に困難であると認められる労働者の雇用の継続等を図るために必要であると認められる場合その他の場合で政令で定める場合を除き、その雇用する日雇労働者について労働者派遣を行ってはならないこととした。(第三五条の三第一項関係)

10 派遣先は、派遣労働者が当該派遣先を離職した者であるときは、当該離職の日から起算して一年を経過する日までの間は、当該派遣労働者（厚生労働省令で定める者を除く。）に係る労働者派遣の役務の提供を受けてはならないこととした。（第四〇条の六関係）

二 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の一部改正関係
1 労働者派遣の役務の提供を受ける者（国及び地方公共団体の機関（以下「国等の機関」という。）を除く。）が次のいずれかに該当する行為を行った場合には、その時点において、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者から当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し、その時点における当該派遣労働者に係る労働条件と同一の労働条件を内容とする労働契約の申込みをしたものとみなすこととした。ただし、労働者派遣の役務の提供を受ける者が、その行った行為が次のいずれかの行為に該当することを知らず、かつ、知らなかったことにつき過失がなかったときは、この限りでないこととした。（第四〇条の六第一項関係）

（一） 第四条第三項の規定に違反して派遣労働者を同条第一項各号のいずれかに該当する業務に従事させること。
（二） 第二四条の二の規定に違反して労働者派遣の役務の提供を受けること。
（三） 第四〇条の二第一項の規定に違反して労働者派遣の役務の提供を受けること。

（四） この法律等の規定の適用を免れる目的で、請負その他労働者派遣以外の名目で契約を締結し、第二六条第一項各号に掲げる事項を定めず、労働者派遣の役務の提供を受けること。
2 労働者派遣の役務の提供を受ける者が国等の機関である場合であつて、一の（一）から（四）のいずれかの行為を行った場合（一のただし書

に規定する場合を除く。）においては、当該行為の終了後から一年を経過するまでの間に、派遣労働者が当該国等の機関で同一業務に従事することを求めるときは、当該国等の機関は、一の規定の趣旨を踏まえ、派遣労働者の雇用の安定を図る観点から、国家公務員法等に基づき採用等の適切な措置を講じなければならぬこととした。（第四〇条の七第一項関係）

三 労働者災害補償保険法の一部改正関係
行政庁は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律に規定する派遣先の事業主等に対して、労働者災害補償保険法の施行に關し必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができることとした。（第四〇条の七第一項関係）
四 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部改正関係
シルバー人材センターは、届出により、有料の職業紹介事業を行えることとした。（第四二条関係）

五 その他
1 政府は、この法律の施行後、この法律による改正後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の規定の施行の状況等を勘案し、常時雇用する労働者でない者についての労働者派遣の在り方、物の製造の業務についての労働者派遣の在り方及び特定労働者派遣事業の在り方について、速やかに検討を行うこと等とした。（附則第三条関係）

2 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内で政令で定める日から施行することとした。ただし、二は、この法律の施行の日から起算して三年を経過した日から施行することとした。

輸出貿易管理令の一部を改正する政令（政令第一一六号）（経済産業省）
1 外国為替及び外国貿易法第一〇条第一項に基づく閣議決定を踏まえ、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出について、経済産業大臣の承認を要する期限を平成二五年四月一三日までとした。（附則第三項関係）
2 この政令は、公布の日から施行することとした。

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とロシア連邦政府との間の協定（条約第四号）（外務省）
この協定は、ロシアとの間で原子力の平和的利用における協力をを行うことを目的としたものであり、その概要は、次のとおりである。

1 両締約国政府は、専門家の交換、情報の交換、核物質、資材、設備及び技術の供給並びにこの協定の範囲内の事項に関する役務の提供及び受領という方法によりこの協定の下での協力をを行う。この協力は、ウラン資源の探鉱及び採掘、軽水炉の設計、建設及び運転、放射性廃棄物の処理及び管理、原子力の安全、放射性同位元素及び放射線の研究及び応用等の分野において行うことができる。ただし、ウランの濃縮、使用済核燃料の再処理及び資材の生産のための技術及び設備並びにプルトニウムは、この協定の下では移転されない。（第二条関係）
2 1の協力は、この協定及びそれぞれの国の法令に従うものとし、かつ、核物質等の供給に係る協力については、それぞれの締約国政府が国際原子力機関の保障措置の適用を承諾していることが必要とされる。（第三条関係）

3 この協定の下での協力は、平和的非爆発目的に限って行う。この協定に基づいて移転された核物質等は、いかなる核爆発装置のために、いかなる核爆発装置の研究又は開発のために、また、いかなる軍事的目的のためにも使用されない。（第四条関係）

4 この協定の適用を受ける核物質は、各締約国政府と国際原子力機関との間の保障措置協定等の適用を受ける。（第五条関係）

5 両締約国政府は、この協定の実施に当たり、原子力事故の早期通報に関する条約、原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約、原子力の安全に関する条約及び使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約が遵守されることを確保する。（第六条関係）

6 この協定の適用を受ける核物質について、両締約国政府は、それぞれの採用した基準（少なくともこの協定の附属書Cに定める水準の防護を実現するものに限る。）に従って適切な防護の措置を維持する。両締約国政府は、当該核物質の国際輸送について、核物質の防護に関する条約が遵守されることを確保する。両締約国政府は、それぞれ、核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約に従って適切な措置をとる。（第七条関係）

7 この協定に基づいて移転された核物質等は、供給締約国政府の書面による事前の同意が得られる場合を除くほか、受領締約国政府の国の管轄の外（供給締約国政府の国の管轄内を除く）に移転され又は再移転されない。（第八条関係）
8 この協定の適用を受ける核物質は、供給締約国政府の書面による事前の同意を得ることなく、受領締約国政府の国の管轄内において、同位元素ウラン二三五の濃縮度が二〇パーセント以上となるまで濃縮されず、又は再処理されない。（第九条関係）

9 両国の間において移転される核物質等は、供給締約国政府が受領締約国政府に対して書面により事前に通告した場合に限り、かつ、これらが受領締約国政府の国の管轄に入る時から、この協定の適用を受ける。（第一〇条関係）

- 10 いずれの締約国政府も、商業上又は産業上の利益を追求する等のためにこの協定の規定を利用してはならない。転換等の工程において他の核物質と混合されることにより、この協定の適用を受ける核物質の特定性が失われた場合等には、代替可能性の原則及び構成比率による比例の原則により特定することができる。(第一条関係)
- 11 この協定の適用を受ける核物質等は、この協定の関係する規定に従って受領締約国政府の国の管轄の外に移転された場合等には、この協定の適用を受けないこととなる。(第二条関係)
- 12 秘密指定を受けている情報は、この協定の下では交換されない。(第三条関係)
- 13 この協定の解釈又は適用に関して問題が生じた場合には、相互に協議を行う。この協定の解釈又は適用から生ずる紛争が交渉等によって解決されない場合には、当該紛争は、いずれか一方の締約国政府の要請により、仲裁裁判所に付託される。仲裁裁判所の決定は、両締約国政府を拘束する。(第四条関係)
- 14 いずれか一方の締約国政府は、他方の締約国政府がこの協定の一定の規定の遵守を確保しない場合等には、この協定の下でのその後の協力の全部若しくは一部を停止し、又はこの協定を終了させ、並びにこの協定に基づいて移転された核物質等の返還を要求する権利を有する。(第一五条関係)
- 15 両締約国政府は、この協定の下での協力に基づいて生じ、又は移転された知的財産及び技術の適切かつ効果的な保護を確保する。(第一六条関係)
- 16 この協定は、両締約国政府の書面による合意によって改正することができる。(第一七条関係)
- 17 この協定は、両締約国政府がこの協定の効力発生に必要なそれぞれの国内手続を完了した旨を外交上の経路を通じて相互に通告した日の後三〇日目に効力を生ずる。この協定は二五年間効力を有する。その後は、いずれか一方の締約国政府が六箇月前に書面による通告を与えることにより終了する時まで効力を存続する。一九九一年四月一八日に作成された原子力の平和的利用の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定は、この協定が効力を生ずる日に両締約国政府の間の関係において終了する。協力の停止又は協定の終了後においても、一定の規定は、引き続き効力を有する。(第一八条関係)
- 18 附属書Aは資材及び設備とされるものを、附属書Bはこの協定の適用を受ける核物質等が置かれるロシア連邦における施設を、附属書Cはこの協定の適用を受ける核物質について確保すべき防護の水準をそれぞれ定めている。
- 19 この協定に関連し、この協定第五条の実施に関する交換公文が作成されている。